

社会福祉法人 無量壽会

双葉ヶ丘地域包括支援センター

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する双葉ヶ丘地域包括支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、介護予防を必要とされる高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。

2 事業所の職員は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の計画を策定するものとする。

3 事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行うものとする。

4 事業を運営するに当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、医療機関、及び介護保険施設等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 双葉ヶ丘地域包括支援センター
- 二 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2
(特別養護老人ホーム 寶樹苑内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤職員・社会福祉士、地域支援事業担当者兼務)
管理者は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。
- 二 主任介護支援専門員 2名(常勤職員・地域支援事業担当者兼務)
- 三 保健師等(看護師) 1名(常勤職員・地域支援事業担当者兼務)
- 四 社会福祉士 1名(常勤職員・管理者兼務、地域支援事業担当者兼務)
主任介護支援専門員、保健師等、社会福祉士は、利用者に適切な介護予防サービス計画を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日まで、及び祝日は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 指定介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとし、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- 三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画等（以下「計画」という。）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
モニタリングに当たっては、少なくとも三ヶ月に1回を定例訪問とし、必要に応じて随時訪問、面接を行う。居宅訪問をしない月においては、電話連絡等により利用者との連絡を実施する。少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 五 計画に位置付けた期間が終了するとき、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(公正中立なケアマネジメントの確保)

第7条 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を介護支援専門員に求めることができる。

- 2 利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができる。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料、その他の費用)

第8条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北仙台小学校区とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備するものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩しません。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用計画の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には事業所で定めている事故対応マニュアルに基づき対応するものとする。また、速やかに市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者の責に帰すべき事由により生じた事故につき、事業者は利用者や家族などに賠償する責任を負うものとする。

(苦情の受付)

第12条 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受け付け

当センターにおける苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けるものとする。

○苦情受付窓口 : 管理者 清水 陽子

Tel 022-275-3881

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

(ただし、祝日、12月29日から1月3日は除く)

○苦情解決責任者: 所長 只木 和彦

寄せられた意見や苦情に対しては、総合施設長が責任者となり、関係機関と協議しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。なお、法人として、苦情解決第三者委員会を設置し、上げられた苦情に対して、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

苦情解決第三者委員会委員(3名委嘱)

- ・北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 佐藤 勝男
- ・当法人監事1名 犬飼 泰治

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市介護事業支援課	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8192
	受付時間	8:30~17:00
青葉区保健福祉センター 障害高齢課介護保険係	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目5-1
	電話番号	022-225-7211 (内線6746~6750)
	受付時間	8:30~17:00
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7700

	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
--	------	---------------------

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日から施行する。
 この規程は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 7 年 7 月 1 7 日から施行する。
 この規程は、平成 2 8 年 7 月 1 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。